

公益財団法人北海道市町村振興協会理事会運営規程

平成24年4月16日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）の定款に定めがあるもののほか、この法人の理事会の運営方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第3条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集権者)

第4条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して招集の通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(出席の有無の届出)

第6条 理事及び監事は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、常務理事

がこれに当たる。

(決議の方法)

第8条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(決議事項)

第10条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ア この法人の業務執行の決定
- イ 代表理事（理事長及び常務理事）の選任・解任
- ウ 評議員会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
- エ 重要な財産の処分及び譲受
- オ 重要な使用人の選任・解任
- カ 重要な組織の設置、変更及び廃止
- キ 理事の競業取引又はこの法人との取引の承認
- ク 事業計画及び収支予算書等の承認
- ケ 事業報告及び計算書類等の承認
- コ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- ア 規則及び規程等の制定、変更及び廃止
- イ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- ア 重要な事業等の契約の締結、解除、変更
- イ 重要な事業等の訴訟の処理
- ウ その他理事会が必要と認める事項

(報告)

第11条 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、各自の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なく、その取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第12条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときには、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、前条第1項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事長及び常務理事並びに監事が、これに記名押印又は電子署名をしなければならない。

3 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第14条 理事長は、欠席した理事及び監事に対し、書面をもって、議事の経過及びその結果の概要を報告するものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月16日から施行する。